

平成18年度第16回庁議(臨時庁議) 会議録

[日 時] 平成19年3月29日(木) 午前8時30分~午前9時42分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、収入役、教育長及び各部局長
(経済部長欠席により経済部総括次長出席)

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- (1) 平成19年度10か年実施計画(内示)について (企画部)
- (2) 創造の10年へ! 5%の行政経営改革について (関係部局)
- (3) 新居浜市障害者計画・障害福祉計画(案)について (福祉部)
- (4) プロジェクトチームについて

3 連絡事項

- (1) 新居浜市職員の適正な処遇の実施に関する要綱について (総務部)
- (2) ごみ収集車の過積載について (環境部)

1 市長あいさつ

3月議会も先週閉会しましたが、対応ご苦労様でした。本日は今年度最後の庁議になるかと思いますが、部局長には、この一年間大変ご苦労様でした。

本日の議題として、「平成19年度10か年実施計画」、「創造の10年へ! 5%の行政経営改革」が挙がっております。施政方針でも申し上げましたが、本市の財政状況は回復傾向にあることは間違いありませんが、長期的には財政調整基金を取り崩さないという状態には、変わりはありません。また、今から内示する10か年実施計画には、施政方針で「4年間の間には実現できるように努めたい。」と表明しました金子公民館の建て替えなどは計画に未登載であるという懸案事項もありますことから、各部局、今後とも引き続き、将来を見通した行財政改革に努めていただきたいと思います。

2 議 事

(1) 平成19年度10か年実施計画(内示)について (企画部)

市長 では、議題に入る。平成19年度10か年実施計画(内示)について、企画部からお願いする。

<企画部長。別添資料「平成19年度10か年実施計画書(部局別集計)」、「平成19年度10か年財政計画」に沿って説明>

では、平成19年度10か年実施計画の内示をする。

お手元に平成19年度10か年実施計画内示一覧表と指摘事項をお配りしている。平成19年度分については、1月19日に内示済みであるが、それぞれの内容については、後ほどお目通しいただきたい。

なお、現在、新市建設計画の後期計画の策定のため、別子山地域審議会と協議中であり、今内示した事業の変更、また、財源である合併特例債の変更をしなければならなくなる事が考えられる。また、新たな「まちづくり交付金」を受けるため、駅前土地区画整理事業と駅周辺整備等を含めた都市再生整備計画を策定中であり、この中でも合併特例債を変更する必要があると考えられる。このようなことから、内示した事業について変更が生じた場合には、内示の変更を行うので、関連事業についてはご了承いただきたい。

では、内示に至った全体像をご説明する。

一般財源ベースで説明するが、昨年10月の庁議で各部局にお示しした平成19年度から10か年の要望上限額約391億円に対し、補助金、70周年記念事業、枠外特殊要素を除いた要望額は約377億4千万円となっており、要望上限額とは金額で約13億6千万円の減、率で3.5%の減の要望となっている。

それに対する査定額は、約453億5千万円である。先ほど申し上げた補助金、70周年記念事業、枠外特殊要素を除いた査定額は約375億4千万円で、要望上限額とは金額で約15億7千万円の減、率で4%の減となっている。目標の5%には達していないが、今後とも目標達成に向け努めてまいりたいと考えている。

なお、補助金査定額は約9億3千万円、70周年記念事業査定額は約2千万円である。そして、枠外特殊要素が約68億6千万円と多額になっているが、主な内訳としては、経常経費から施策経費に移行した事業で、企画部の庁内ラン及び新電算システム関連予算の約7億2千万円、福祉部の障害者自立支援法関連予算の約28億5千万円、環境部のごみ分別収集関連予算20億6千万円、また、枠外承認として、建設部の道路緊急舗装等事業の9億円などである。

今回の内示には、先ほど市長から話があったが、金子公民館や高津消防分団詰所の建て替えなど、多くの懸案事項が含まれていない。また、建設部の上部東西線改良事業については、要望どおりの査定としているが、街路事業の継続した実施の必要性等を考慮したものであり、事業の着手には新たな庁内合意が必要であろうと考えている。

次に、平成19年度当初予算及び平成20年度から28年度の10か年実施計画を受けての、10か年財政計画についてご説明する。

市税については、第13回庁議で総務部長から説明があったので省略するが、平成18年10月見直しの計画より43億5千万円の増となっている。

次に、地方譲与税については、地方道路譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税とも、過去の実績から19年度計画額を据え置いている。10月計画からは7億9千万円の減である。

利子割交付金については、19年度計画額及び定額郵便貯金の過去の利率等を参考に見込んでい

る。

配当割交付金から自動車取得税交付金までは、過去の実績・決算見込み等から、19年度計画額で据え置いている。

地方特例交付金であるが、特別交付金については、平成19年度地財計画による推計額に基づき算定している。児童手当特例交付金は19年度計画額で据え置いている。

普通交付税については、平成19年度当初予算において大幅な減少となったが、基本的に現行制度が今後も継続するものとして、最新の平成19年度の単位費用及び測定単位をベースに、公債費に係る交付税算入分及び合併補正等を加味して算定した額から、国・地方一体の構造改革による影響額として19年度以降28年度まで毎年1%ずつ減少するものとして推計している。10月計画からは129億3千万円と大幅な減となっている。

特別交付税は18年度実績から7億円で据え置いた結果、10億円の増となっている。

交通安全対策特別交付金は19年度計画額を据え置いている。

財産収入については、平成19～22年度は駅前街区調整用地売払収入を見込み、23年度以降は多極型産業推進事業用地貸付収入のみを見込んでいる。

繰入金については、減債基金はルール分をベースに取り崩すこととし、財政調整基金は収支を調えるため必要額を取り崩すこととしている。

繰越金については、9億円で据え置いている。

諸収入であるが、歳計現金預金利子は19年度計画額を据え置くこととし、退職手当水道局負担分は退職手当見込額をベースに過去の実績から推計している。

市債については、減税補てん債は19年度以降は0、臨時財政対策債は、19年度以降も存続するものとし、19年度計画額で据え置いている。

次に、歳出の経常経費について。

人件費は、19年度計画額をベースに、退職手当の年度ごとの増減、定員適正化計画、19年度までの管理職手当削減などの減要素等を見込んで推計している。

扶助費については19年度財政計画額をベースに、平成17年度実績の増加額等を参考に平成20年度の額を推計し以後同額としている。障害者自立支援法関連等で43億5千万円の減となっている。

物件費は平成20年度で大幅減となる項目について反映させた後、平成22年度まで1.2%の伸びを見込み、以後同額としている。

維持補修費については、平成22年度まで1.2%の伸びを見込み、以後同額としている。

補助費等は、19年度計画額を据え置いている。

公債費については、19年度以降の市債発行見込み額に基づき、借入利率を3.0%として算定している。

繰出金は特別会計ごとにそれぞれ見込んでいるが、資本費平準化債の活用などにより、10月計画から29億6千万円の減となっている。

歳出の10か年実施計画分については、内示額による必要一般財源を計上している。

以上の結果、10月計画から6億8千万円改善し、10か年の財源不足額は20億5千万円とな

っている。

以上ご説明したが、一時(平成16年11月)の財源不足133億円からはかなり回復したとは言えるが、まだまだ厳しい財政状況であることには変わりがない。また、市長が施政方針の「市政運営の基本方針」の中で申し上げたが、財政調整基金の現在高を常時30億円維持し、また、地方債残高を約720億円程度に抑えていくことを目標として、各部局、さらなる行財政改革に取り組んでいただきたい。

以上で、企画部からの説明を終わる。

市長 質問、意見はあるか。ないようなら、資料等は後で目を通してもらいたい。では、これで、平成19年度10か年実施計画の平成20～28年度分の内示とする。
次の議題に移る。

(2) 創造の10年へ！5%の行政経営改革について (関係部局)

市長 創造の10年へ！5%の行政経営改革について。10月の第8回庁議で中間報告をしていただいたが、本年度の総決算ということで、各部局、実績の報告をお願いしたい。企画部から順番に説明をお願いする。

<企画部長から順番に、別添資料「創造の10年へ！5%の行政経営改革実施計画書」に沿って説明>(報告省略)

市長 以上、取り組みの実績報告をしていただいたが、質問等はないか。ないようなら、これからも、各部局、積極的な取り組みをお願いしたい。
次の議題に移る。

(3) 新居浜市障害者計画・障害福祉計画(案)について (福祉部)

市長 新居浜市障害者計画・障害福祉計画(案)について、福祉部から説明をお願いする。

<福祉部長が、別添資料「新居浜市障害者計画・障害福祉計画書(案)」に沿って説明>

新居浜市障害者計画・障害福祉計画(案)について、事前に配布させていただいている資料に沿って説明する。

まず、この計画の策定経過について説明する。平成18年11月6日に新居浜市障害者自立支援協議会を設置し、協議してきた。そして、計画案について、3月5日から22日までの間、パブリックコメントを実施。3月27日の第4回障害者自立支援協議会において、計画案が最終決定された。それで、庁議にて報告の後、文書決裁を経て正式決定としたいと考えている。

では、計画案について説明する。4ページ。「2.計画の位置づけ」は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定したものとなっている。そのため、計画の名称を「新居浜市障害者計画・障害福祉計画」としている。障害者計画は、新居浜市の障害者施策全般にかかわる理念、基本的な方針、目標等を定めた計画であり、「障害者福祉に関する基本計画」である。障害福祉計画は、障害福祉に関する事業計画の位置づけで、数値目標やサービス見込み量、基盤整備を進めるための体制づくり、サービス確保方策などを定めている。

5ページ。「3.計画期間」は、基本計画である障害者計画は平成19年度から23年度までの5年間。実施計画である障害福祉計画は、第1期を平成20年度までとし、第2期が平成21年度

から23年度まで。その後は、3年ごとに見直すこととしている。

6ページ。障害者の概念や計画の対象者について、規定している。

7ページ～8ページ。「5.計画の理念」と「6.基本的な考え方」である。理念では、「障害者の自立を地域で支える共生社会の実現」を目指すとしている。基本的な考え方としては、障害者自立支援法の趣旨、考え方にのっとり、4つの考え方に整理している。(1)主体的な選択・決定をサポートする体制の整備、(2)制度の一元化とサービス基盤の整備、(3)総合的かつ効果的な施策の推進、(4)市民参加と協働の推進。

9ページ～11ページは省略する。

12ページ。この計画が実効的に推進しているかを点検評価する機関として、障害者自立支援協議会を活用することとしている。

13ページ～35ページ。新居浜市の現状、障害者等の統計数字やアンケート調査の概要などをまとめている。説明は省略する。

ページの記載はないが36ページ。ここからが基本計画にあたる「障害者計画」となっている。

37ページ。施策の体系図である。まず「障害者の自立を地域で支える共生社会を実現するために、7つの施策体系を記載している。

啓発広報・コミュニケーションについては、人権意識の向上と心のバリアフリーの推進、情報アクセス・コミュニケーション支援の推進、交流・ふれあい活動の推進 地域福祉の視点に立った活動の推進。

生活環境については、ユニバーサルデザインの支援に立った生活環境の整備、住宅環境の整備、交通・移動手段の整備、防災・犯罪対策の推進。

保健・医療については、障害の発生予防・早期発見・早期療養の推進、医療・リハビリテーションの充実、精神保健医療や難病対策の充実。

教育・育成については、就学前療育・保育の充実、障害のある児童・生徒の教育の充実、福祉教育・生涯教育の推進。

就労支援については、総合的な就労支援の促進、一般就労・福祉的就労の場の整備促進。

福祉については、在宅福祉の充実 権利擁護の推進。

スポーツ・レクリエーション及び文化については、スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進。

以下、68ページまで具体的な取り組み内容を記載している。詳細は省略する。

ページの記載はないが69ページ。ここからが事業計画にあたる障害福祉計画となっている。

73ページ。「第2章 障害福祉サービスの推進」となっているが、福祉施設の入所者の地域生活移行の目標値であり、平成17年10月の入所者数193人を平成23年度までに、10人削減することとしている。

74ページ。入院中の精神障害者の地域生活への移行の目標値である。退院可能な精神障害者について、平成23年度までに、54人の退院減少を目指すとしている。

75ページ。福祉施設から一般就労への移行の目標値である。平成17年度の実績、2名から平成23年度は10人を目指すとしている。

77ページ。障害福祉サービスの見込み量を示している。見込み量の設定については、過去の実績、アンケート調査の結果、国の指針に基づき、利用者の意向、事業者の新体系への意向希望等を勘案し設定している。訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスごとに見込み量等の数値を記載している。

81・82ページ。地域生活支援事業の見込み量を設定している。見込み量の設定については、国の通知に基づくとともに、障害者等のこれまでの利用状況や利用意向等を勘案して推計している。

82ページに、それぞれの事業ごとの見込み量を記載している。

88～89ページ。第3章 障害者の雇用、就労の促進について記載している。ここでは、(1)雇用機会の拡大を進める就労支援体制の強化、(2)就労への移行を促進する支援策の充実、(3)就労の場の提供・確保、(4)事業所・企業への総合的な支援を記載している。

90ページ。「第4章 総合的な地域生活支援」で、(1)居住の場の確保、(2)居住の継続支援を記載している。

91ページ。「第5章 相談支援体制の充実」で、(1)総合的な相談体制の構築、(2)精神障害者等への相談体制、(3)障害者のケアマネジメント体制の整備について、それぞれ記載している。

以上、概要説明で申し訳ないが、詳細についてはお目通し願いたい。

市長 計画案について説明いただいたが、質問等あるか。ないようなら、新居浜市障害者計画・障害福祉計画はこれで決定ということによいか。

福祉部長 後で、決裁を回します。

市長 では、この計画に基づいて障害者施策を実施することとする。中身は多岐にわたっているが、障害者の皆様が就労をしていける環境、地域で教育を受けられる環境を作っていくことが大変重要であると考えている。各部局にまたがることであるから、いろんな知恵を出していただきたい。では、この計画は、庁議で承認したこととする。

次の議題に移る。

(4) プロジェクトチームについて

市長 プロジェクトチームについて、私から説明する。

<市長が、別添資料「プロジェクトチームについて」に沿って説明>

以前からプロジェクトチームを作って取り組んできたが、平成16年災害などで中断していた。職員ミーティングを2年間行ってきたが、一回り終わった。今年度も引き続き行うこととしているが、この職員ミーティングの中でいろいろな意見があり、新居浜市にとって大事な問題や提案、意見あった。これらをベースとして、市として重要な事項について、平成19年度にプロジェクトチームを作り取り組むこととした。よって、名称も、～職員ミーティング発～プロジェクト4(フォー)としており、取り組む項目が4つある。

なお、プロジェクトチームは新居浜市調査研究委員会規程に基づいて、調査研究及び計画を策定するということになる。人員は、各プロジェクトチーム10名程度とし、多少の増減はかまわない。委員は、各関係課所、関係部局からの推薦による委員と庁内全体の中で公募する2名で構成する。

各4つのプロジェクトチームで、庁内公募枠2名を持つこととする。では、プロジェクトの内容について説明する。

建設発生土・浚渫土処理プロジェクトチーム。これは、既に都市計画課などで国領川の堆積土砂の量の計算をしたり、その撤去について、災害にも関連して議会でもたくさんの質問が出ている。公共事業に伴い発生する建設発生土や河川等の浚渫土の処理について、調査研究及び計画の策定を行うチームである。関係課所は資料のとおりと位置付け、庶務担当は都市計画課とする。

食育プロジェクトチーム。食育基本法ができ、食育についても、よく議会で質問される。生産から消費、そして排出までということになるが、保健センターが庶務担当として取り組んでもらいたい。

医療・救急体制プロジェクトチーム。医療については、市が直接何かを実施するという事は困難な面があるが、救急医療は市民にとって命にかかわる問題であり、また、各市では、医療機関がなくなってきたりしている。産婦人科や小児科がなくなり、おいこまれている地域がある。本市は、現状では比較的恵まれていると思っているが、まずは本市の医療・救急体制の現状把握、そして将来の在り方について調査研究を行ってほしい。このことについては、市が主体的に計画を策定することができないため、調査研究を行うということにしている。消防本部が、庶務担当、中心になってほしい。

公共施設維持管理プロジェクトチーム。アセットマネジメントの導入についてということで、既に総合政策課が担当として取り組んでいるテーマでもある。非常に大事なことであり、公共施設について、下水道の管などもあるが、今回は建築物に限定し、その適正な維持管理を図るためのアセットマネジメント導入についての調査研究、計画の策定を行ってほしい。

以上、4つを19年度のプロジェクトとして行っていく。19年度に入ったら早速立ち上げてほしい。この調査研究、計画の中で活かされるものを20年度以降の政策に反映させていきたいと考えている。

市長 何か質問等あるか。

福祉部長 医療・救急体制プロジェクトチームに道路課が入っているが、救急車が入れる道路の整備ということでしょうか。

市長 道路整備の計画を作るのにあたり、救急車が現在30分かかっていたのが25分になったというソフト的なアピールが必要となっている。そういう意味で、道路整備も大事であろうと考えた。自分の部局も関係する、プロジェクトチームに入りたいというところがあれば言ってほしい。

消防長 医療・救急体制プロジェクトについてである。救急活動、救急体制を充実させていくことは私どもの仕事であり、今大変困っていることもある。もう一つの市の医療体制をどうするか、調査研究ということだが、少しイメージがつかみにくい。医療機関、医師会等への調査依頼などを、保健センターも入ってはいるが、このプロジェクトチームの中でしていくようになるのでしょうか。

市長 皆さん、新居浜市に小児科医が何人いるか知っているか。このテーマはこのようなことを認識するところから始めないといけないと思う。例えば、四国中央市では小児科医が足りないから、市でお金を出してでも何とかして集めたいというふうに

切迫している。現状を把握し認識しなければならない。

消防長 本市では麻酔科医の松山への流出が問題となっている。このような救急医療に係った情報は消防に入ってきているが、医療体制をどうするかというと、消防では困難であると思う。

市長 体制をどうするかでなく、現状把握と将来の在り方の調査研究である。この医療・救急体制プロジェクトチームだけはこの辺の表現が違っており、目的の中に「計画の策定を行う」という文言がない。計画までは、我々としては作れないだろうとわきまえたうえでのことである。

建設部長 建設発生土・浚渫土処理プロジェクトについてである。土を持って行ったところの土地利用を、例えば企業用地として売却するとか、公園にするとかを同時に考えていかなければならないと思う。経済部や企画部も一緒に考えてもらわないといけないと思うので、配慮していただきたい。

市長 委員構成課所（部局）として具体的に課所（部局）名を挙げているが、「他」としているので、10名程度の中で考えるということにしてもらいたい。では、詳細な立ち上げ方等については、後日まとめて庁内に流していくので、この4つのプロジェクトは本年度取り組んでもらいたい。

消防士もそうであるが、調理士、栄養士、保育士といった、今までこのようなプロジェクトチームのような所で一緒になって参加する機会の少なかった職員の人達が、職員ミーティングの中で提案、自分の問題意識を提言していただいたので、活かしていきたいと思っているので、よろしく願います。

では、この件は終了する。連絡事項に移る。

2 連絡事項

市長 「新居浜市職員の適正な処遇の実施に関する要綱について」、総務部から説明をお願いします。

<総務部長が別添資料「新居浜市職員の適正な処遇の実施に関する要綱（概要）」に沿って説明>
新居浜市職員の適正な処遇の実施に関する要綱を制定したので、ご説明する。

この要綱は、勤務実績が不良あるいは適格性が欠如した職員、心身の故障を有し職務の遂行が困難な職員、行方不明となった職員に対する適正な処遇方針を定めている。これらの職員については、今までは、当該課所において課所長等がそれぞれ指導等を行ってきたが、市としてのきちんとした処遇方針は定められていなかった。分限処分は、職員に不利益な身分変動を生じさせるものであることから、恣意的な処分とならないよう、客観的な資料により、分限制度の趣旨に沿って、適正かつ合理的な判断を行う必要がある。このようなことから、今回、この要綱の制定して運用することとした。

なお、国においては、平成18年10月に職員が分限事由に該当する可能性がある場合の対応措置について通知しており、また、愛媛県は平成18年6月に勤務成績不良等職員の指導に関する要綱の改正を行っている。

内容については、まず、勤務実績が不良あるいは適格性が欠如した職員については、注意、指導

を繰り返し行い、必要に応じては担当職務の見直し、研修等を行う。それでも、改善されない場合は、状況に応じて分限処分を行うこととなる。次に、心身の故障により長期間にわたり休職中の職員あるいは休職を繰り返す職員については、医師2名の診断等により分限処分に該当するかどうかを判断することにしている。次に、行方不明の職員については、原則として1月以上にわたって行方不明の場合は、免職とすることとしている。

この要綱は平成19年4月1日から施行することとしているが、それに合わせ、要綱を人事掲示板に掲載する予定である。また、要綱だけでは解りにくいところもあるので、取扱い指針、記載例等を併せて掲載し、解りやすいような形で公表したいと考えている。制度の適切な運用を図っていく必要があるため、是非、よくお読みいただき、ご理解いただくとともに、課所長を始め、職員への周知をお願いしたい。要綱を制定したという報告である。

市長 何か質問等あるか。ないようなら、他に連絡事項があるか。

環境部長 報告を一つ、ごみ収集車の過積載について報告したい。

<環境部長説明>

松江市のごみ収集車が過積載していたことについて報道されたが、新居浜市にもある報道機関から取材があった。放置しておけないため調査した結果、本市でも過積載の実態が明らかになった。担当課としてもこれほどの過積載があったということは当初は認識はなかったが、最大で3割程度の過積載があったという結果がでた。これまでは、重量がどの程度であったかということは、月1回の月報でもって把握はしていたが、どの程度の過積載かとは注目してデータの解析をしていなかった。過積載についてはあってはならないことで、業者に対する指導、あるいは新居浜警察署交通課からの指導を仰いだ。業者には、過積載はもとよりステップ乗車の禁止など、法律及び道路交通法の順守、安全管理等について万全な対応するよう注意した。

指導後の過積載の状況は、可燃ごみの収集車の65%が過積載であったが、ほぼ10%以内と改善されており、今後とも指導していきたいと考えている。しかしながら、これにより1日1時間程度収集時間が延びていると思われる。よって、市民から、「いつ収集にくるのか。」という苦情があがることも考えられることから、この辺についてどのように改善していくのか、また、1台1日当たり清掃センターへの投入回数が、今まで約3回程度であったのが4、5回程度となり、委託業者には仕事量が増えたという認識もあり、このあたりを委託料にどう反映させていくかということなどを、今後2・3年かけて改善することは改善しなければならないと考えている。19・20年度の委託料については現状のままでも対応するが、今後は協議させていただきたい。

市長 他に連絡事項はないか。

事務局 事務局から連絡事項があります。今内示した10か年実施計画については、行政評価システムで見れるようにしておりますので、各担当にご確認をお願いします。また、内示の指摘事項については、総合政策課の担当に確認するとともに、人事異動もありますので引き継ぎをきちんとし、周知徹底を図ってください。もう一点。企画部長から説明がありましたが、平成19年度の早期に新市建設計画の見直しをしなければなりません。合併振興基金について、再度、調整を行いたいと考えております。また、別子山地域審議会でもどのような要望が出てくるかも関係しますので、特に、経済部、

建設部で影響があるかと思います。再度調整させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

市長

10か年の内示をしたが、税制改正や景気の変動によって10か年財政計画の数字がかなり動いており、それによって財政不足も大きく変動している。そういう変化についていけない人、疑問に思う人が見受けられる。情報公開を積極的に進めていったら、その変動過程も出ていくので、よけいにそう思うしまうのだろう。途中で公開しなければそうは思わないのだろうが、公開していった数字は動いていくものだということを、職員や市民の皆様に分かってもらえるようにしないといけない。一つの税制改正や経費節減を10年間に反映させると大きな影響を与えるということを認識していただきたい。10か年に未掲載の4事業についても、待っていたらお金がどこからか出てくるというものではないので、各部局の中で実施できるように努めていただきたい。

福祉部長

保育所民営化の説明会の中で、市の財政状況について説明しなければならない直面に出くわした。10か年財政計画が始まった平成15年度の財源不足122億円から今回の20億5千万に縮小してきたが、いかなる内部努力をしたのかとか、制度の改正によって歳入がどのように増えたり減ったりしたのかというところを整理して、庁内共通フォルダ内に保存し、いつでも見れるようにしていただければありがたいと思っている。

市長

今、財政状況の概略について各団体に説明しているところである。これから職員にも説明をしていくが、「起債の残高が増えたがその原因はこういった事業をしたからだ。」とか、「職員経費はこのように変動してきた。」とか、大きな流れを説明している。保育所の民営化では、保護者の方もこちらが出している資料や他の人に聞いたりして、よく勉強している。市民の皆様も感情的なものから理論的になり、議論の中からお互いに高まっていくのであり、いい方向に進んでいるのではないかと思う。細かいことでなく、大きな流れ、イメージで説明した方が理解しやすいと思うので、今、私が説明に使っている資料で各部長も説明できるようになればよいと思う。基礎データは用意しているので、活用してもらいたい。

他に連絡事項等はないか。本年度ももう終わりになるが、退職される建設部長、農業委員会事務局長、港務局事務局長さんには大変お世話になりました。では、第16回庁議を終える。